

◆22 食品群

農産加工品	<p>1.乾燥きのこ類、乾燥野菜、乾燥果実（フレーク状又は粉末状にしたものを除く）</p> <p>2.塩蔵したきのこ類、塩蔵野菜、塩蔵果実（農産物果実を除く）</p> <p>3.ゆで、蒸したきのこ類、野菜、豆類並びにあん（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く）</p> <p>4.異種混合したカット野菜、異種混合したカット果実その他野菜、果実及びきのこ類を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く）</p> <p>5.緑茶・緑茶飲料（荒茶の原材料の重量割合が50%以上であるものに限る）</p> <p>6.もち（米穀の重量割合が50%以上であるものに限る）</p> <p>7.いりさや落花生、いり落花生、あげ落花生、いり豆類</p> <p>8.黒糖及び黒糖加工品（黒糖の原材料の重量割合が50%以上であるものに限る）</p> <p>9.こんにやく（こんにやくいも（こんにやく粉の原材料のこんにやくいもも含む）の重量割合が50%以上であるものに限る）</p> <p>10.調味した食肉（加熱処理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く）</p> <p>11.ゆで、又は蒸した食肉及び食用鶏卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く）</p> <p>12.表面をあぶった食肉</p> <p>13.フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く）</p> <p>14.合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は合挽を容器に詰め、成形したものを含む）</p>
畜産加工品	<p>10.調味した食肉（加熱処理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く）</p> <p>11.ゆで、又は蒸した食肉及び食用鶏卵（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く）</p> <p>12.表面をあぶった食肉</p> <p>13.フライ種として衣をつけた食肉（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く）</p> <p>14.合挽肉その他異種混合した食肉（肉塊又は合挽を容器に詰め、成形したものを含む）</p>
水産加工品	<p>15.素干・塩干・煮干の魚介類、こんぶ、干のり、焼きのりその他干した海藻類（細切若しくは細刻したものと又は粉末状にしたものを除く）</p> <p>16.塩蔵魚介類及び塩蔵海藻類</p> <p>17.調味した魚介類及び海藻類（加熱処理したものと及び調理冷凍食品に該当するもの並びに缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く）</p> <p>18.こんぶ巻（こんぶの重量割合が50%以上であるものに限る）</p> <p>19.ゆで、又は蒸した魚介類及び海藻類（缶詰、瓶詰及びレトルトパウチ食品に該当するものを除く）</p> <p>20.表面をあぶった魚介類</p> <p>21.フライ種として衣をつけた魚介類（加熱調理したものと及び調理冷凍食品に該当するものを除く）</p>
その他	<p>22.4 又は 14 に掲げるもののほか、生鮮食品を異種混合したもの（切断せずに詰め合わせたものを除く）</p>

◆5 品目

<p>1.農産物漬物（重量割合上位4位（内容重要が300g以下のものは上位3位）かつ5%以上の原材料）</p> <p>2.野菜冷凍食品（重量割合上位4位かつ5%以上の原材料）</p> <p>3.うなぎ加工品</p> <p>4.かつお削ぶし</p> <p>5.おにぎり（のり）</p>
---